

大口町告示第28号

大口町敬老事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年3月31日

大口町長 鈴木雅博

大口町敬老事業実施要綱の一部を改正する要綱

大口町敬老事業実施要綱（平成19年大口町告示第51号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号第2号とし、第4号を第3号とし、同項第5号中「100歳の者」を「100歳以上の者」に改め、同号を同項第4号とする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。